

制定 平成30年10月3日 原規総発第1810034号 原子力規制委員会委員長決定
改正 令和元年10月16日 原規総発第1910162号 原子力規制委員会委員長決定

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成30年10月3日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第6条第1項第2号の趣旨を踏まえ、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題並びに原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項について助言を得ることができるよう、原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等について定めることを目的とする。

(原子力規制国際アドバイザー)

第2条 原子力規制委員長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱することができる。

- (1) 海外の原子力規制について豊富な経験及び高度な学識を有すること。
 - (2) 海外の原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査について豊富な経験及び専門的知識を有すること。
- 2 前項第1号の規定により委嘱を受けた原子力規制国際アドバイザーは、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について、原子力規制委員会又は委員長若しくは委員（以下「原子力規制委員会等」という。）の要請によって、会議等に参加し、原子力規制委員会等に対し、必要な助言を行う。
- 3 第1項第2号の規定により委嘱を受けた原子力規制国際アドバイザーは、原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項について、原子力規制委員会等又は原子力規制庁の職員の要請によって、会議等に参加し、原子力規制委員会等又は原子力規制庁の職員に対し、必要な助言を行う。

(原子力規制国際アドバイザーの任期等)

第3条 原子力規制国際アドバイザーの任期は、委嘱の日から5年を経過する日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月16日から施行する。